

令和8年度 船橋市自転車等駐車場(駐輪場)利用案内

(令和8年4月1日～令和9年3月31日利用分)

●原則、オンライン申請をお願いいたします。

オンライン申請について
はこちら

●年度毎に申請が必要です。

●電動自転車等の重い自転車は上段ラックには駐輪できません。



目 次

1. 定期利用について	
I. 募集スケジュール	2ページ
II. 利用申請から利用開始までの手順	4ページ
III. 定期利用料金表	6ページ
2. 利用料金免除制度	6ページ
3. 駐輪場案内図・自転車等放置禁止区域図	7ページ
4. 利用開始後のステッカーの再受取や解約等	18ページ
5. 一時利用について	19ページ
6. 船橋駅南口地下駐輪場の利用	20ページ
7. 放置自転車等の取扱いについて	22ページ

● お問合せ 船橋市役所 4階 都市整備課 TEL 047-436-2293

1. 定期利用について

※この案内での「定期利用」とは船橋市自転車等駐車場条例の「月ぎめ利用」のことです。

I . 募集スケジュール

1次募集

4月利用開始分の募集

1月16日(金) 9時～2月2日(月)

- ・利用申請書は締切日必着で、期間前や期間後に届いたものは無効となります。
- ・申請は1人1回で、募集台数を超える申請があった場合は抽選^(※)となります。
- ・利用許可通知書（納付書）等は**2月16日（月）**に発送する予定です。

2次募集

4月利用開始分のうち、1次募集の結果、まだ空きがある駐輪場の募集

2月20日(金) 9時～3月2日(月)

- ・利用申請書は締切日必着で、期間前や期間後に届いたものは無効となります。
- ・申請は1人1回で、募集台数を超える申請があった場合は抽選^(※)となります。
- ・利用許可通知書（納付書）等は**3月16日（月）**に発送する予定です。

随時募集

4月利用開始分のうち、2次募集の結果、まだ空きがある駐輪場の募集

3月23日(月) 9時から満車になるまで

- ・先着順で空き駐輪場の利用者を募集します。
- ・5月以降の利用開始分については利用を希望する月の前月20日以降から受け付けます（月の途中で利用を開始しても1カ月分の料金がかかります）。
- ・利用許可通知書（納付書）は受け付け次第、随時発送します。

(※) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかをお持ちの方は、利用申請の際に併せて免除申請をしていただくことで優先した取扱いをします。

1次・2次募集の終了後、利用したい駐輪場が満車の場合はキャンセル待ちの申請ができます。

満車駐輪場のキャンセル待ち受付

- ・満車の駐輪場に空きが出た場合、キャンセル待ちの順位が上位の方から順に納付書を発送します。
- ・キャンセル待ちの申請は**1人につき1駐輪場のみ**です。
- ・キャンセル待ちの駐輪場を変更したい場合は、先の申請を取り消す必要があります。
- ・他の駐輪場を利用しながらでも、キャンセル待ちの申請はできます。

当初受付（抽選）：3月23日（月）9時～3月31日（火）

- ・利用申請書は締切日必着で、**期間前や期間後に届いたものは無効**となります。
- ・抽選（※）で**キャンセル待ちの順位**を決定します。
- ・キャンセル待ち順位の結果通知は**4月15日（水）**に発送する予定です。

随時受付（先着順）：4月20日（月）9時から受け付けます

- ・キャンセル待ち順位は当初受付で決定した順位の次からとなります。
- ・**先着順**でキャンセル待ちの順位を決定します。
- ・キャンセル待ち順位の結果通知は受け付け次第、随時発送します。

申請時の注意事項

- 申請受付時間は、次のとおりです。
オンライン申請 24時間受付（各募集の初日は9時からとなります）
都市整備課窓口 9時～17時（土・日・祝休日を除く）
- 利用を許可された方が利用できます。
許可された以外の方の利用を確認した場合、ご家族であっても許可を取り消します。
- 期間前や期間後の申請は無効となります。
- 駐輪場利用対象車は自転車と原動機付自転車（総排気量 50cc 以下、白ナンバーのみ）及び自動二輪車（総排気量 50cc 超 125cc 以下）になります。
※総排気量が125cc以下で構造上出すことができる最高出力が4kW以下のもの（新基準原付）は自動二輪車の区分のみ利用できます。利用料金は自動二輪料金が適用されます（※原付と同料金です）。
※道路交通法に規定するミニカー（水色ナンバー）の利用はできません。
※高校生の原動機付自転車及び自動二輪車による駐輪場利用は学校長の許可証が必要です。
- 抽選となった駐輪場では、利用される駅から自宅等までの距離がおおむね800メートル以内である方の利用を制限しています。
- 法人による申請は受け付けておりません。申請時の住所も必ず居住されている住所で申請ください。
- ラック式駐輪場には停められる自転車の規格に制限があります。
規格外の自転車の利用を確認した場合は、ラックの破損防止のため、許可を取り消します。

Ⅱ. 利用申請から利用開始までの手順

STEP 1 利用申請（原則、オンライン申請をお願いいたします。）

・オンライン申請

パソコン、スマートフォン等により船橋市ホームページから申請できます。

※駐輪場利用料金の免除対象の方は証明書・手帳の写し等の提出が必要となるため、オンライン申請ができません。

オンライン申請・
パスワードを忘れた場合については
こちら



・郵送

利用申請書に必要事項を記入のうえ、都市整備課まで郵送してください。

利用申請書は各有人駐輪場、船橋駅前総合窓口センター、出張所、連絡所、船橋市ホームページから入手できます。

・都市整備課窓口

窓口にある利用申請書に記入のうえ、提出してください。

なお、受付時間は**9時から17時まで**（土・日・祝休日を除く）となります。

※利用料金の免除制度を利用する場合は別途提出書類が必要です。

詳しくは6ページで確認してください。

利用申請書の記入例（消せるボールペンや鉛筆等は使用しないでください）

●利用申請書は登録等に用いるので、記入漏れや書き損じ、汚れなどのないよう丁寧に記入してください。
また、**利用される方の住所、氏名等**を記入してください。

◆消せるボールペンや鉛筆等で記入しないでください。 船橋市自転車等駐車場利用申請書 (キャンセル待ち及び随時募集用)		日中に連絡のとりやすい電話番号を記入してください。
利 用 者 船 橋 市 長 あて 利 用 者 姓 名 <input checked="" type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外 〒 273-8501 電話 090(XXXX)0000 船 橋 湊町2-10-25 (アパート名・部屋番号など) フリガナ(氏) フナバシ (名) タロウ 生年月日 昭和・平成・令和 1年 1月 1日 姓 名 船 橋 太郎		希望駐輪場のコードを記入してください。 ※コードは7ページ以降で確認してください。
◎駐車場希望欄 希望駐車場 駅コード 駐車場コード 第1希望 第2希望 第3希望 第4希望		キャンセル待ち申請の方はこちらに記入してください。 キャンセル待ち受付期間のみ申請ができます。
◎キャンセル待ち駐車場希望欄 希望駐車場 駅コード 駐車場コード		一般・高校生以下の区分については令和8年4月1日時点での区分となります。
利用対象 <input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 高校生以下 利用期間(最長3月末まで) 4月から3月末日まで		月単位で申請できます。最長は令和8年4月～令和9年3月の1年間です。キャンセル待ちを申請される場合も期間を記入してください。
該当するものに☑ 必ず記入してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 電動自転車等の重い自転車は上段ラックに駐輪できないことを確認しました。 防犯登録番号 フー△△△△△△△△ 自転車を利用する方は、ラック式駐輪場でない場合も必ずチェックしてください。		自転車を利用する方は、ラック式駐輪場でない場合も必ずチェックしてください。
市役所使用欄 記入しないでください。 料金 その他		利用種別□をチェックし、自転車の防犯登録番号、又は原付等のナンバーを記入してください。1枚の利用申請書で自転車、原動機付自転車、自動二輪車のうち、複数の種別を申請することはできません。 ※防犯登録番号・標識番号が未確定の場合は“9999”を記入してください。

STEP 2 利用許可通知書（納付書）又は利用不許可通知書の受取

- 利用が許可された方には利用許可通知書（納付書）、不許可となった方には利用不許可通知書が届きます。
(利用不許可通知書が届いた方は、空きのある駐輪場又はキャンセル待ちの申請を検討してください)
 - 利用許可通知書（納付書）等の発送予定日から**1週間程度経過しても**何も届かない場合は、都市整備課まで問い合わせてください。
- ※キャンセル待ちの申請をされた方にはキャンセル待ち順位を通知いたします。ご希望の駐輪場に空きが出た場合にキャンセル待ち順位が上位の方から順に納付書を発送しますので、それまでお待ちください。

STEP 3 利用料金の支払

- 納付書の裏面に記載された金融機関の窓口又はコンビニエンスストアで支払い後、領収書を受取ってください（**領収書は利用期間終了まで保管**してください）。
- 納付期限を過ぎるとキャンセルしたものとみなします**ので、改めて申し込んでください。1次、2次募集の納付期限は**令和8年3月31日（火）**、随時募集の納付期限は**利用開始月の末日**（土・日・祝休日の場合はその前の平日）です。

STEP 4 利用票（ステッカー）の受取など

- ステッカーは**3月13日（金）**から利用が許可された駐輪場で受け取れます。
※一部の駐輪場においては近隣の駐輪場で受け取れますので、7ページ以降で確認してください。
- 領収書**を整理員に提示していただき、ステッカーを受け取った後、自転車等に貼ってください。
- 整理員がいる時間は各駐輪場・市ホームページにて確認してください。

整理員配置一覧



STEP 5 利用開始

- 駐輪場利用時の注意（**注意事項を遵守いただけない場合は利用許可を取り消す場合があります**）
- 駐輪場内での自転車等の盗難や損傷などの事故については、市は一切責任を負いません。
 - 駐輪場内は危険防止のため自転車等を降車して通行してください。
 - 駐輪場内は終日禁煙です。また、危険物は持ち込まないでください。
 - 他の利用者の迷惑となる行為はやめてください。
 - 駐輪場内では整理員の案内に従ってください。
 - 整列駐輪にご協力ください。整理のために自転車等を動かす場合がございます。ご了承下さい。

Ⅲ. 定期利用料金表 (料金には消費税相当額が含まれています)

単位：円

			A			B			C			D			E		
			1ヶ月	6ヶ月	1年	1ヶ月	6ヶ月	1年	1ヶ月	6ヶ月	1年	1ヶ月	6ヶ月	1年	1ヶ月	6ヶ月	1年
自転車	市内	一般	330	1,810	3,630	550	3,020	6,050	770	4,230	8,470	990	5,440	10,890	1,210	6,650	13,310
		高校生	160	905	1,810	270	1,505	3,020	380	2,115	4,230	490	2,715	5,440	600	3,325	6,650
	市外	一般	490	2,715	5,440	820	4,535	9,070	1,150	6,345	12,700	1,480	8,165	16,330	1,810	9,975	19,960
		高校生	245	1,357	2,715	405	2,262	4,535	575	3,167	6,345	735	4,082	8,165	905	4,987	9,975
原付・自動二輪	市内	一般	660	3,630	7,260	1,100	6,050	12,100	1,540	8,470	16,940	1,980	10,890	21,780			
		高校生	330	1,810	3,630	550	3,020	6,050	770	4,230	8,470	990	5,440	10,890			
	市外	一般	990	5,440	10,890	1,650	9,070	18,150	2,310	12,700	25,410	2,970	16,330	32,670			
		高校生	490	2,715	5,440	820	4,535	9,070	1,150	6,345	12,700	1,480	8,165	16,330			

- 駐輪場の料金については、7ページ以降で料金区分（A～E）を参照し、上記表にて確認してください。
- 1度の申請で6ヶ月以上利用する場合は0.5ヶ月分、1年間利用する場合は1ヶ月分を割り引いています。
(船橋駅南口地下駐輪場の割引はありません)

2. 利用料金免除制度

次のいずれかの条件に該当する方は利用料金が免除されます。

条件	必要書類（写しでも可）
生活保護を受けている方	福祉事務所長の生活保護証明書
身体障害者手帳の交付を受けている方	身体障害者手帳
配偶者のない女性又は配偶者のない男性で、現に義務教育終了前の人扶養している方及びその方に扶養されている義務教育終了前の方	船橋市ひとり親家庭等医療費助成受給券 ※義務教育終了前の方の子ども医療費助成受給券も併せて添付してください。 ※ひとり親証明書、戸籍謄本などでも申請できます。
知的障害者に係る療育手帳の交付を受けている方	療育手帳
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	精神障害者保健福祉手帳
戦傷病者手帳の交付を受けている方	戦傷病者手帳
被爆者健康手帳の交付を受けている方	被爆者健康手帳

制度の利用方法

・定期利用の場合

各募集期間（2ページ）内に上記必要書類、免除申請書、利用申請書の3点を提出してください。

（都市整備課窓口への持参又は郵送のみの受付になります。オンライン申請はできません）

※免除申請書は各有人駐輪場又は都市整備課窓口で受け取るか、市ホームページから印刷してください。

・一時利用の場合

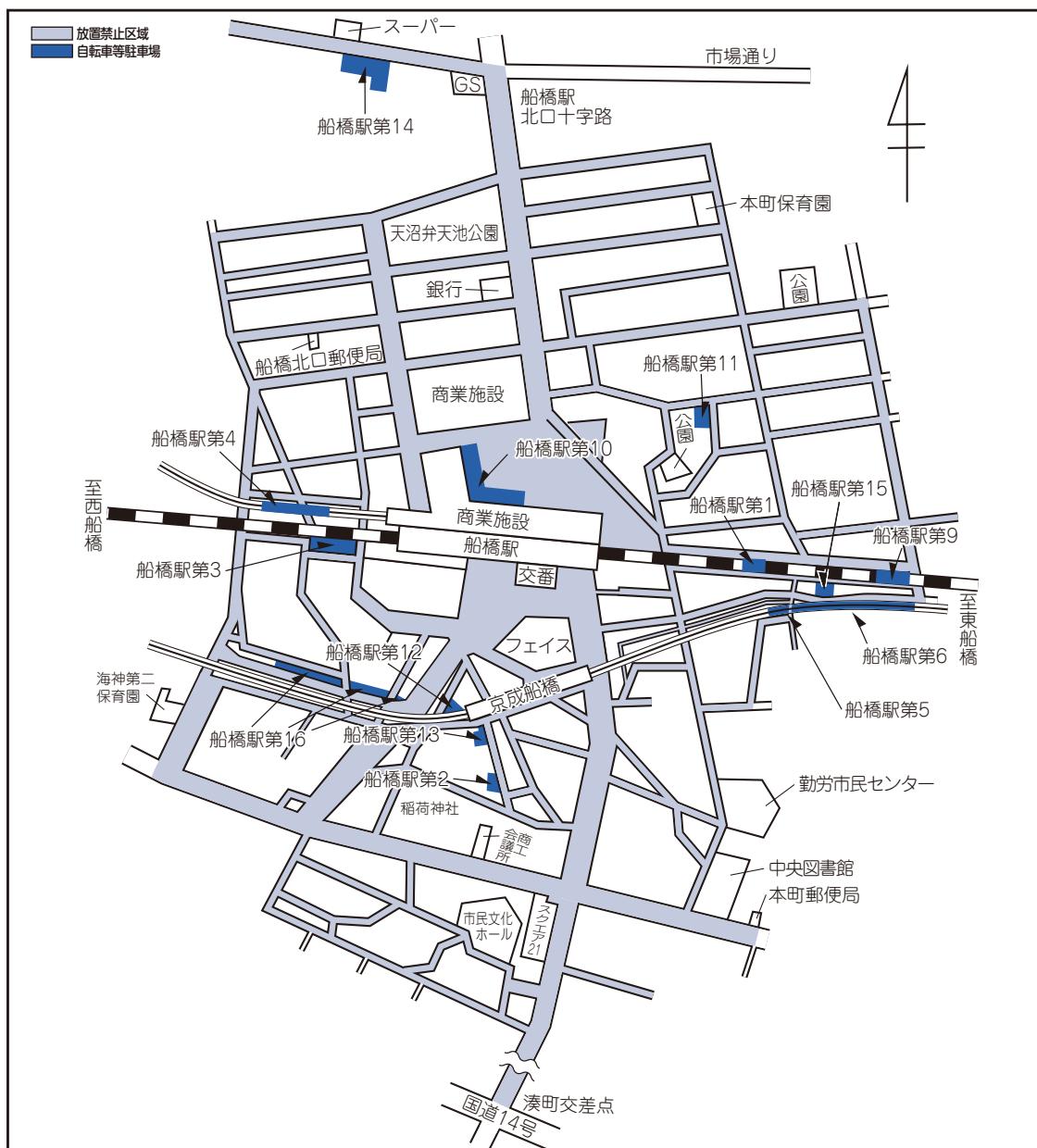
ご利用の際には、**駐輪場の整理員に上記必要書類（写し、原本）又はミライロ ID の画面を提示してください。**

※機械式の場合、利用料金免除制度は利用できません（船橋駅南口地下駐輪場を除く）。

3. 駐輪場案内図・自転車等放置禁止区域図

< 船橋駅周辺 >

駅コード 1



駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期利用		一時利用		屋根の有無	定期料金区分
			自転車	原付	自動二輪	自転車	原付	自動二輪
1	1	船橋駅第1 1F	○					有 E
	21	船橋駅第1 2F	○					有 D
	2	船橋駅第2	○					無 D
	3	船橋駅第3 1F	○		○			有 E
	23	船橋駅第3 2F以上	○		○			有 D
	4	船橋駅第4 1F	○		○			有 E
	24	船橋駅第4 2F	○		○			有 D
	5	船橋駅第5 下段	○					有 D
	25	船橋駅第5 上段	○					有 C
	6	船橋駅第6 下段	○					有 C
	26	船橋駅第6 上段	○					有 B
	9	船橋駅第9	○	○	○	○		有 D
	△	船橋駅第10			■			無 △
	11	船橋駅第11下段(平置き)	○	○				無 C
	31	船橋駅第11 上段	○					無 B
	△	船橋駅第12			■			無 △
	△	船橋駅第13			○			無 △
	14	船橋駅第14	○	○	○	○	○	無 A
	15	船橋駅第15		○				無 B
	16	船橋駅第16	○		○			無 D

以下の駐輪場はラック式のため、停められる自転車の規格に制限があります。

自転車等駐車場	全長	全幅	全高	タイヤ幅	重量
船橋駅第5 下段	1,785mm	600mm	1,100mm	56.8mm	26kg
船橋駅第5 上段				48mm	20kg
船橋駅第6 下段				56.8mm	26kg
船橋駅第6 上段				48mm	20kg
船橋駅第10 下段	1,800mm	580mm	55mm	35kg	20kg
船橋駅第10 上段				40kg	22kg
船橋駅第11 下段				22kg	30kg
船橋駅第11 上段				60mm	
船橋駅第12					

- 船橋駅第15駐輪場のステッカーは、船橋駅第9駐輪場で受け取れます。
- 船橋駅第5駐輪場のステッカーは船橋駅第6駐輪場で受け取れます（整理員不在時のみ）。
- 表中の■は機械式駐輪場です。
- 船橋駅第11駐輪場の下段については平置きと一括での募集となるため、ご利用の際に駐輪場箇所の希望に沿えない場合があります。

東船橋駅

西船橋駅

原船木橋中法山駅

下南総船中山駅・新船橋田駅

津葉園台駅・習志野駅

北高根習公志野駅

滝不咲動駅・二和向台駅

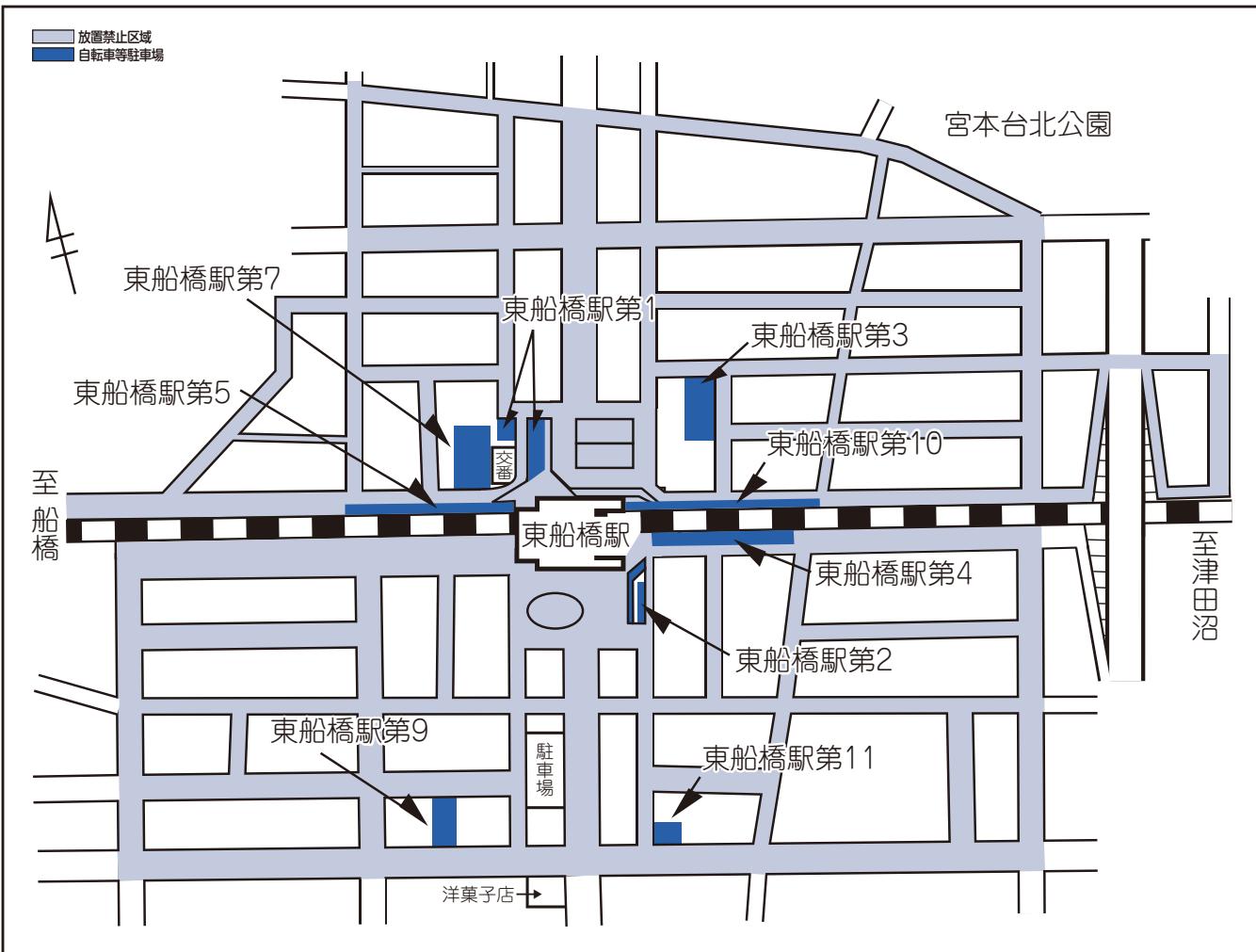
小東海室神駅・飯山満駅

船三山日車大前駅・神宮下駅

<東船橋駅周辺>

駅コード 2

東船橋駅第3駐輪場で原付・自動三輪の一時利用ができます！



以下の駐輪場はラック式のため、停められる自転車の規格に制限があります。

駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期利用	一時利用	屋根の有無	定期料金区分	自転車等駐車場	全長	全幅	全高	タイヤ幅	重量
2	1	東船橋駅第1		○		無	東船橋駅第2	1,900mm	600mm	1,150mm	55mm	30kg

1	東船橋駅第1			○		無	△				
2	東船橋駅第2			■		無	△				
3	東船橋駅第3	○ ○ ○		○ ○	無	C					
4	東船橋駅第4	○			無	D					
5	東船橋駅第5	○			無	D					
7	東船橋駅第7	○			無	D					
9	東船橋駅第9	○			無	B					
10	東船橋駅第10	○			無	D					
11	東船橋駅第11		○		無	△					

- 東船橋駅第3駐輪場で、令和8年4月1日から原付・自動二輪の一時利用ができるようになります。
- 東船橋駅第5駐輪場のステッカーは、東船橋駅第7駐輪場で受け取れます。
- 東船橋駅第9駐輪場のステッカーは、東船橋駅第4駐輪場で受け取れます。
- 東船橋駅第10駐輪場のステッカーは、東船橋駅第3駐輪場で受け取れます。
- 表中の■は機械式駐輪場です。

＜西船橋駅周辺＞

駅コード 3



駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期利用			一時利用			屋根の有無	定期料金区分
			自転車	原付	自動二輪	自転車	原付	自動二輪		
3		西船橋駅第1				○			有	△
	2	西船橋駅第2	○			○			有	D
	3	西船橋駅第3	○						有	D
	4	西船橋駅第4	○						無	D
	5	西船橋駅第5	○						無	D
	6	西船橋駅第6	○			○			無	D
	7	西船橋駅第7 1F	○						有	E
	27	西船橋駅第7 2F	○						有	D
	9	西船橋駅第9	○						有	C
	10	西船橋駅第10 下段	○	○	○	■	○	○	有	★
	30	西船橋駅第10 上段	○			■			有	C
	11	西船橋駅第11	○						無	D
		西船橋駅第12				■			無	△
	13	西船橋駅第13	○	○			○		無	B
		西船橋駅第14				■			無	△

自転車等駐車場	全長	全幅	全高	タイヤ幅	重量
西船橋駅第10(定期) 下段	1,900mm	600mm	1,100mm	55mm	35kg
西船橋駅第10(定期) 上段	1,800mm				25kg
西船橋駅第10(一時) 下段	1,900mm				35kg
西船橋駅第10(一時) 上段	1,800mm				25kg
西船橋駅第12	1,900mm		1,150mm	60mm	30kg
西船橋駅第14					

以下の駐輪場はラック式のため、停められる自転車の規格に制限があります。

★西船橋駅第10駐輪場（下段）の料金区分は、自転車=D 原付及び自動二輪=Cとなります。

●表中の■は機械式駐輪場です。

(西船橋駅第10駐輪場における自転車の一時利用は、一部が有人式となります)

<船橋法典駅周辺>

駅コード 4



駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期利用		一時利用		屋根の有無	定期料金区分
			自転車	原付	自動二輪	自転車		
4	1	船橋法典駅 第1				○		無
	2	船橋法典駅 第2	○	○		○	○	C
	3	船橋法典駅 第3			■			無
	4	船橋法典駅 第4				○		無
7	7	船橋法典駅 第7	○	○		○	○	B

●表中の■は機械式駐輪場です。

以下の駐輪場はラック式のため、停められる自転車の規格に制限があります。

自転車等駐車場	全長	全幅	全高	タイヤ幅	重量
	船橋法典駅第3	1,900mm	600mm	1,150mm	60mm

<原木中山駅周辺>

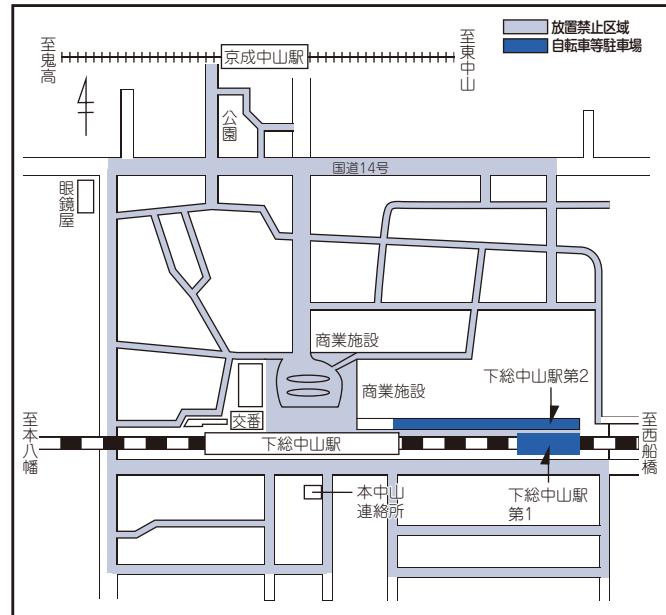
駅コード 5



駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期利用		一時利用		屋根の有無	定期料金区分
			自転車	原付	自動二輪	自転車		
5	1	原木中山駅 第1	○	○	○	○	○	B
	2	原木中山駅 第2	○					D
	3	原木中山駅 第3	○					B

<下総中山駅周辺>

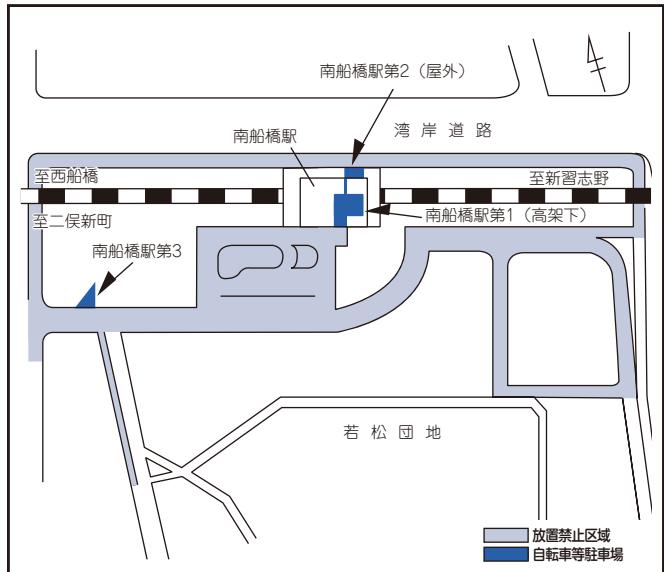
駅コード 6



駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期利用		一時利用		屋根の有無	定期料金区分
			自転車	原付	自動二輪	自転車	原付	自動二輪
6	1	下総中山駅第1 1F	○					有 D
	21	下総中山駅第1 2F	○					有 C
	2	下総中山駅第2	○		○			無 D

<南船橋駅周辺>

駅コード 7

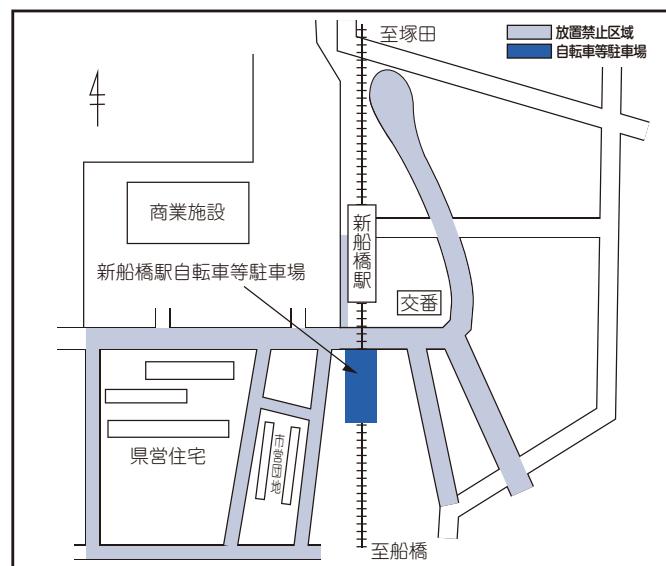


駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期利用			一時利用			屋根の有無	定期料金区分
			自転車	原付	自動二輪	自転車	原付	自動二輪		
7	1	南船橋駅第1	○			○			有	D
	2	南船橋駅第2	○						無	C
	3	南船橋駅第3		○					無	C

- 南船橋駅第2、第3駐輪場のステッカーは、南船橋駅第1駐輪場で受け取れます。
- 南船橋駅第1駐輪場の一時利用料金の支払いには精算機をご利用ください。

<新船橋駅周辺>

駅コード 8



駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期利用		一時利用		屋根の有無	定期料金区分
			自転車	原付	自動二輪	自転車	原付	自動二輪
8	1	新船橋駅	○		○			有 A

<塙田駅周辺>

駅コード 9



駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期利用			一時利用			屋根の有無	定期料金区分
			自転車	原付	自動二輪	自転車	原付	自動二輪		
9	1	塙田駅	○						無	C

＜津田沼駅周辺＞

駅コード 10

放置禁止区域
自転車等駐車場



駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期利用		一時利用		屋根の有無	定期料金区分	
			自転車	原付	自動二輪	自転車	原付	自動二輪	
10	4	津田沼駅第4 下段	○					無	C
	24	津田沼駅第4 上段	○			○		無	B
	△	津田沼駅第6				■		無	△

●表中の■は機械式駐輪場です。

以下の駐輪場はラック式のため、停められる自転車の規格に制限があります。

- JR津田沼駅北口自転車等駐車場の代替え箇所についてのお問合せは、羽生野市防犯安全課へ

047-451-1151 (代表)

＜薬園台駅周辺＞

駅コード 13

放置禁止区域
自転車等駐車場



駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期利用		一時利用		屋根の有無	定期料金区分		
			自転車	原付	自動二輪	自転車	原付	自動二輪		
13	1	薬園台駅第1	○	○		○	○		無	C
	3	薬園台駅第3	○						無	B

<習志野駅周辺>

駅コード 14

放置禁止区域



駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期利用		一時利用		屋根の有無	定期料金区分	
			自転車	原付	自動二輪車	自転車	原付	自動二輪	
14	2	習志野駅第2	○		○			無	C

<北習志野駅周辺>

駅コード 15



駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期利用		一時利用		定期料金区分
			自転車	原付	自動二輪	自転車	
15	1	北習志野駅第1	○				有 D
	2	北習志野駅第2			○		有 □
	3	北習志野駅第3	○				無 D
	4	北習志野駅第4			■		無 □
	5	北習志野駅第5	○				有 B
	6	北習志野駅第6	○				有 B
	7	北習志野駅第7	○				有 C
	8	北習志野駅第8下段	○	○	■		無 B
	28	北習志野駅第8上段	○				無 A

以下の駐輪場はラック式のため、停められる自転車の規格に制限があります。

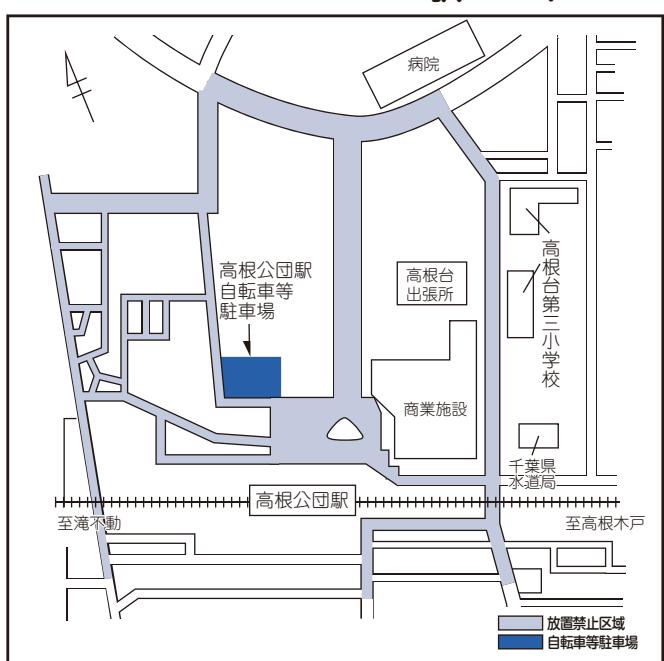
自転車等駐車場	全長	全幅	全高	タイヤ幅	重量
北習志野駅第4	1,900mm	600mm	1,150mm	55mm	30kg
					35kg
	1,800mm		1,100mm	25kg	
	1,785mm			56.8mm	26kg

- 北習志野駅第6駐輪場のステッカーは、北習志野駅第8駐輪場で受け取れます。
- 北習志野駅第7駐輪場のステッカーは、北習志野駅第1駐輪場で受け取れます。
- 表中の■は機械式駐輪場です。

(北習志野駅第8駐輪場における自転車の一時利用は平置きラック式となります。)

<高根公団駅周辺>

駅コード 17



駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期利用		一時利用		定期料金区分
			自転車	原付	自動二輪	自転車	
17	1	高根公団駅1F下段	○			○	有 D
	11	高根公団駅1F上段	○			○	有 B
	21	高根公団駅2F	○			○	有 C
	31	高根公団駅屋上	○				無 A
	41	高根公団駅屋外		○		○	無 B

以下の駐輪場はラック式のため、停められる自転車の規格に制限があります。

自転車等駐車場	全長	全幅	全高	タイヤ幅	重量
高根公団駅1F下段	1,900mm	600mm	1,100mm	55mm	35kg
				48mm	20kg

<滝不動駅周辺>

駅コード 18



駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期利用		一時利用		屋根の有無	定期料金区分
			自転車	原付	自動二輪	自転車	原付	自動二輪
18	2	滝不動駅第2	○					無 B

<三咲駅周辺>

駅コード 19

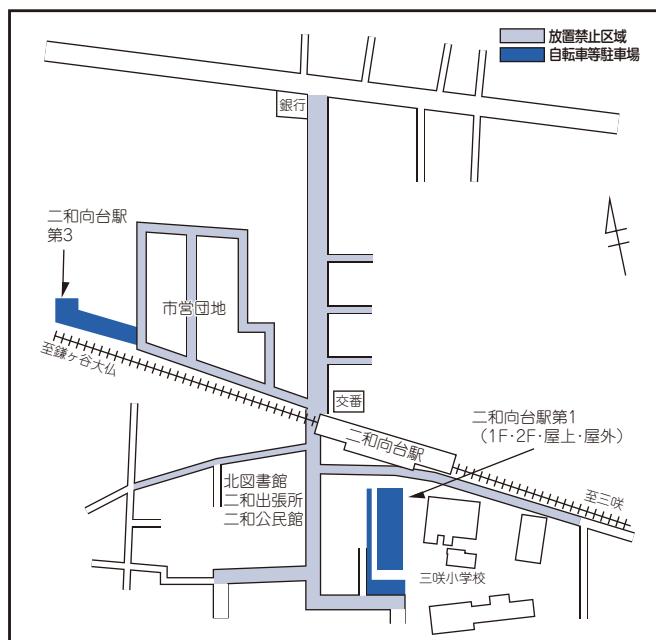


駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期利用		一時利用		屋根の有無	定期料金区分
			自転車	原付	自動二輪	自転車	原付	自動二輪
19	1	三咲駅	○					無 C

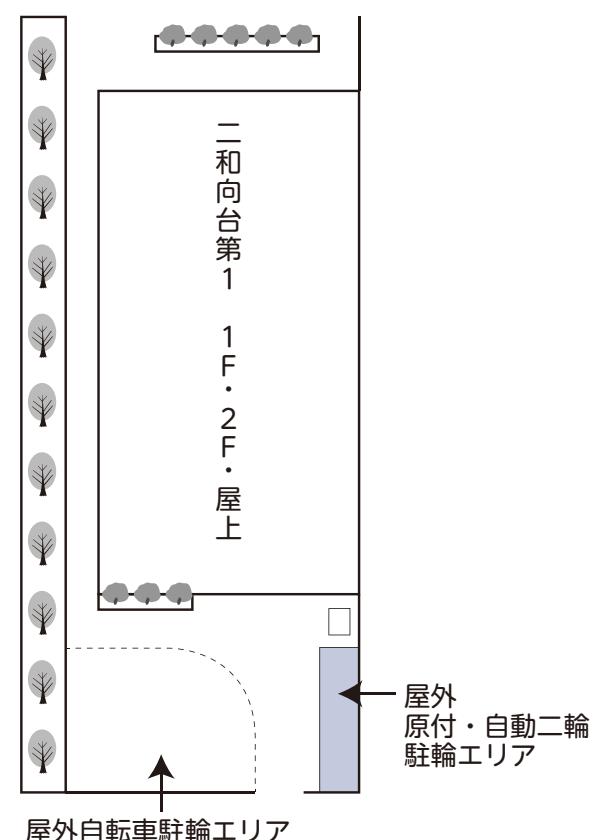
二和向台駅第1駐輪場で原付・自動三輪の一時利用ができます！

<二和向台駅周辺>

駅コード 20



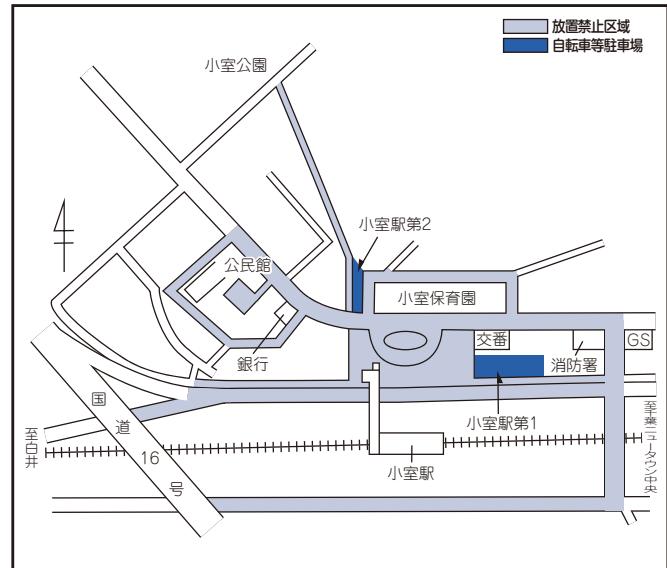
駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期利用		一時利用		屋根の有無	定期料金区分
			自転車	原付	自動二輪	自転車	原付	自動二輪
20	1	二和向台駅第1 1F	○		○		有	D
	21	二和向台駅第1 2F	○		○		有	C
	31	二和向台駅第1 屋上	○				無	A
	41	二和向台駅第1 屋外	○			○ ○	無	C
	3	二和向台駅第3	○				無	A



●二和向台駅第1駐輪場で、令和8年4月1日から原付・自動二輪の一時利用ができるようになります。

<小室駅周辺>

駅コード 21



駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期利用		一時利用		屋根の有無	定期料金区分	
			自転車	原付	自動二輪	自転車	原付		
21	1	小室駅第1	○	○	○	○	○	無	A
	2	小室駅第2	○					無	B

●小室駅第2駐輪場のステッカーは、小室駅第1駐輪場で受け取れます。

<東海神駅周辺>

駅コード 22

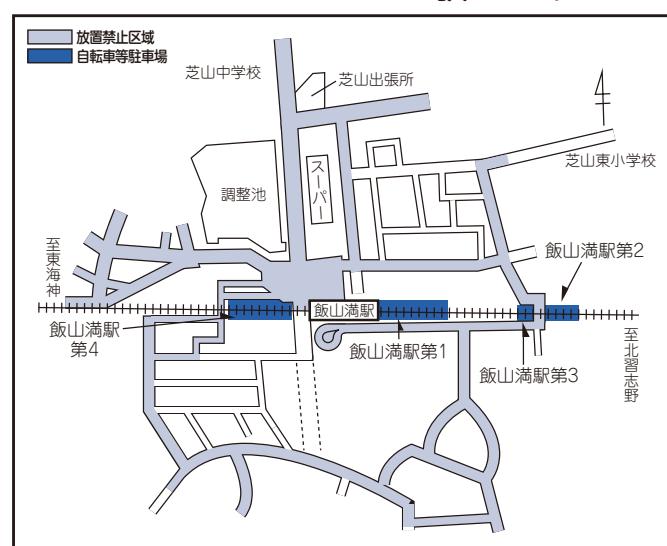


駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期利用		一時利用		屋根の有無	定期料金区分	
			自転車	原付	自動二輪	自転車	原付		
22	1	東海神駅第1	○	○	○	○	○	有	A

●船橋駅第14駐輪場のご利用を希望される方は、7ページを参照してください。

<飯山満駅周辺>

駅コード 23



※飯山満駅周辺は土地区画整理事業により、道路状況等が変わることがあります。

●飯山満駅第2駐輪場のステッカーは、飯山満駅第3駐輪場で受け取れます。



駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期利用		一時利用		屋根の有無	定期料金区分	
			自転車	原付	自動二輪	自転車	原付		
23	1	飯山満駅第1	○					有	C
	2	飯山満駅第2	○					有	A
	3	飯山満駅第3	○	○	○	○	○	有	A
	4	飯山満駅第4	○					有	D

< 船橋日大前駅周辺 >

駅コード 24

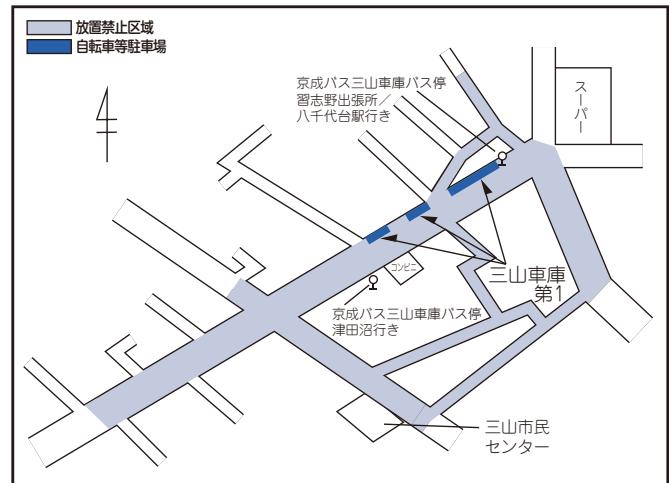


駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期利用		一時利用		屋根の有無	定期料金区分
			自転車	原付	自動二輪	自転車	原付	自動二輪
24	1	船橋日大前駅西口 第 1	○					無 C
	2	船橋日大前駅西口 第 2	○		○			無 C
	5	船橋日大前駅東口 第 2	○					無 C
	6	船橋日大前駅東口 第 3	○	○				無 A

●船橋日大前駅東口第2、東口第3駐輪場のステッカーは、船橋日大前駅西口第2駐輪場で受け取れます。

<三山車庫周辺>

駅コード 25

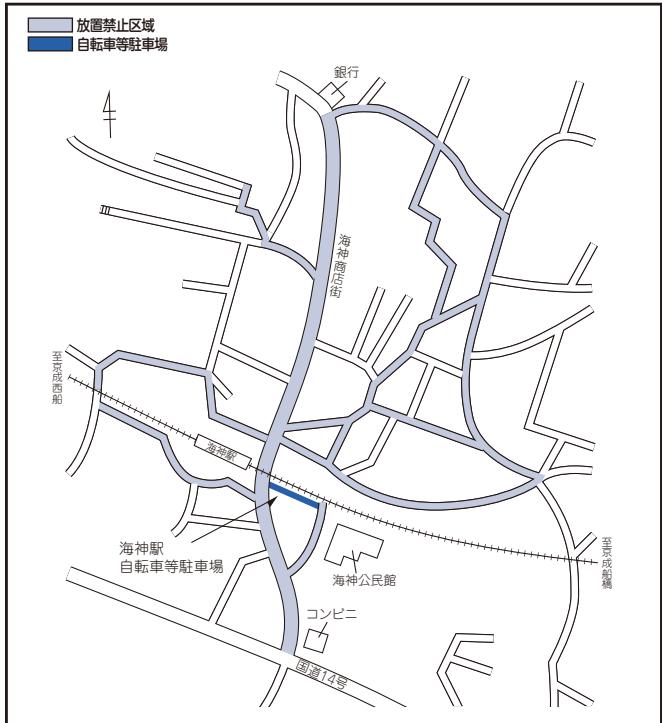


駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期利用		一時利用		屋根の有無	定期料金区分
			自転車	原付	自動二輪	自転車		
25	1	三山車庫 第1	○			○		無 A

●三山車庫第1駐輪場は令和7年9月30日で一部閉鎖して、駐輪場が縮小しています。

<海神駅周辺>

駅コード 26



駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期利用		一時利用		屋根の有無	定期料金区分
			自転車	原付	自動二輪	自転車		
26	1	海神駅	○			○		無 B

<大神宮下駅周辺>

駅コード 27



駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期利用		一時利用		屋根の有無	定期料金区分
			自転車	原付	自動二輪	自転車		
27	1	大神宮下駅	○	○	○	○	○	有 B

4. 利用開始後のステッカーの再受取や解約等

ステッカーの再受取について

自転車の買替え等により新しいステッカーが必要な場合は、ご利用中の駐輪場の整理員に以下の a、b を提示してステッカーを再度受け取ってください。

a. 領収書

領収書を紛失した場合は、ステッカーの受取に必要な書類を発行いたしますので、都市整備課まで問い合わせてください。

b. 自転車等に貼付していたステッカー

ステッカーは不正防止のため剥がすと破けるものになっており、破けたもので構いません。盗難等によりステッカーが手元にない場合は領収書のみ提示してください。

利用の解約について

利用の解約手続をしていただくと、既にお支払いいただいた料金から利用された月数分の料金を差し引いた金額を返金します（1年間分申し込んだ方の利用料金は、1カ月分割引されていますので、11カ月利用された場合、返金はありません）。手続は必要書類を都市整備課窓口へ持参又は郵送する方法のみとなります。

※**都市整備課窓口でお手続きの場合は、印鑑（認め印）と口座情報の分かるものと領収書とステッカーをお持ちください。**

※**郵送の場合は、口座情報の分かる通帳又はキャッシュカードの写しを添付してください。**

※返金まで2カ月程度かかります。

〈必要書類〉

- a. 船橋市自転車等駐車場利用廃止届
- b. 口座振込依頼書
- c. ステッカー（不正防止のため剥がすと破れるものになっており、破けたもので構いません）
- d. 領収書

a、bの書類は都市整備課に用意しております。また、市のホームページからも印刷できます。

〈解約の手順〉

①領収書を持参のうえ、利用している駐輪場の整理員に解約を申し出てください（**利用終了月の末日まで駐輪場を利用されない場合、申し出る必要はありません**）。



②末日まで利用できるステッカーを受け取れますので、旧ステッカーと貼り替えてください。



③解約の手続を**利用終了月の末日まで**に行ってください（**郵送の場合は末日必着**です）。

継続利用について

年度内における継続利用を希望する場合、継続利用の申請をすることで引き続き利用できます。

ただし、**年度を超えての継続利用はできません**。

申請は利用を希望する前月の20日から受け付けます。オンライン申請の場合は、20日から月末までにログインすると「申請履歴」欄に継続申請ボタンが表示されます。郵送・都市整備課窓口の場合は20日以降に申請を行ってください（郵送の場合はその月の末日必着です）。

5. 一時利用について

※この案内での「一時利用」とは船橋市自転車等駐車場条例の「日ぎめ利用」のことです。

一時利用ができる駐輪場には有人式と機械式があります。

一時利用料金 (料金には消費税相当額が含まれています)

	自転車	原付・自動二輪
1回につき(24時間以内)	100円	200円
回数券(11回利用分)	1,000円	2,000円

- 入庫から出庫までが1回となるため、同日でも再度入庫される場合はその都度料金が発生します。
- 上記料金は入庫から24時間以内の料金であり、24時間を超えた場合はその都度追加料金が発生します。
- 回数券は一時利用ができる駐輪場で販売しています。
(船橋駅第10駐輪場では販売していません)
- 有人式と機械式で利用できる回数券が異なります。
- 回数券購入後の払戻しはできません。

有人式の利用方法

- ①駐輪場にて、利用料金を整理員に支払ってください。



- ②交付される利用券を自転車等のハンドルに巻き付けてください。

- 回数券を利用する際は、日付等を記入のうえ、自転車等のハンドルに巻き付けてください。
- 整理員がいない時間に利用される場合は回数券を利用して下さい。

※利用料金の免除制度があります。詳しくは6ページで確認してください。

※南船橋駅第1駐輪場のお支払いには精算機をご利用ください。

機械式の利用方法

- ①駐輪ラックに自転車を乗せ、奥まで押し入れてください。



- ②出庫の際は、自転車を停めた駐輪ラックの番号を精算機に入力して、料金を支払ってください。



- ③ロックが解除されたことを確認した後、自転車を駐輪ラックから引き出してください。

- 入庫から90分間は無料です。
- 回数券を利用する際は、料金支払時に精算機へ挿入して下さい。
(船橋駅第10駐輪場では利用できません)

注意事項

- 7日間を越える利用はできません。移送・撤去の対象となります。
- 機械式駐輪場でラック外に停められた自転車は即時移送・撤去の対象となります。

6. 船橋駅南口地下駐輪場の利用（自転車のみ利用できます）

定期利用について (交通系 IC カードが必要となります)

募集スケジュール

(※)身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかをお持ちの方は、利用申請の際に併せて免除申請をしていただくことで優先した取扱いをします。

1次募集（4月利用開始分の募集）

- ▼ 受付期間：1月16日（金）～2月2日（月） ※申請は締切日必着です。
▼ 利用可否通知発送予定日：2月16日（月） ※募集台数を超える申請があった場合は抽選（※）となります。
※申請は1人1箇所（下段か上段）に限ります。

2次募集（4月利用開始分のうち、1次募集の結果、上段・下段いずれかにまだ空きがあった場合）

- ▼ 受付期間：2月20日（金）～3月2日（月） ※申請は締切日必着です。
▼ 利用可否通知発送予定日：3月16日（月） ※募集台数を超える申請があった場合は抽選（※）となります。
※申請は1人1箇所（下段か上段）に限ります。

随時募集（2次募集の結果、まだ空きがあった場合）

5月以降の利用開始分については前月15日まで（必着）に申請してください。
例）8月1日からの利用を希望する場合、7月15日までに申請してください。

利用申請から利用開始までの手順（オンライン申請はできません）

STEP 1 利用申請

以下の場所にある利用申請書（上段：青色、下段：桃色）に必要事項を記入のうえ、[郵送](#)又は[持参](#)で提出してください。

- ▼ ・船橋駅南口地下駐輪場管理人室 受付時間：6時～24時
・都市整備課窓口 受付時間：9時～17時（土・日・祝休日を除く）
[※利用料金の免除制度を利用する場合は別途提出書類があります。詳しくは6ページで確認してください。](#)

STEP 2 利用可否通知（納付書等）の受取

- ▼ 利用が許可された場合は利用許可の通知と納付書が、不許可となった場合は利用不許可の通知が届きます。

STEP 3 利用料金の支払

- ▼ ・金融機関の窓口又はコンビニエンスストアで支払い後、領収書を受け取ってください。
・[納付期限を過ぎるとキャンセルしたものとみなします。](#)

STEP 4 交通系 IC カードの登録及び利用票（ステッカー）の受取

- ▼ 領収書と交通系 IC カード（Suica 又は PASMO）を管理人室まで持参すると、交通系 IC カードの定期利用登録が行われ、ステッカーが受け取れます。

STEP 5 利用開始

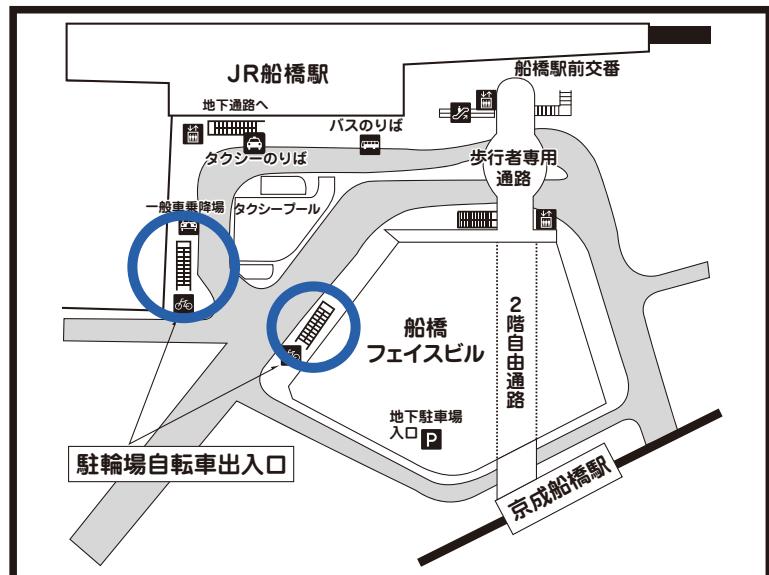
ステッカーを自転車に貼り付け、登録した交通系 IC カード（Suica 又は PASMO）で入出庫してください。
※ステッカーの再交付や定期利用の解約、交通系 IC カードの再登録は管理人室で受け付けます。
(解約についてのみ都市整備課窓口でも受け付けます)

定期利用料金 (料金には消費税相当額が含まれています)

区分	単位	駐輪場所	市内料金	市外料金
一般	1ヶ月	上段	770円	1,155円
		下段	1,210円	1,815円
		上段	380円	570円
		下段	600円	900円

●利用申請は月単位で申請できます。最長は令和8年4月～令和9年3月の1年間です。

●利用料金は、(1ヶ月利用料金) × (利用月数) です。



利用時間(入出庫可能時間)

6時～24時の間です。

(0時～6時の間は自転車の入出庫はできません)

船橋駅南口地下駐輪場はラック式のため、停められる自転車の規格に制限があります。

駐輪場所	全長	全幅	全高	タイヤ幅	重量
上段	1,785mm	600mm	1,100mm	48mm	20kg
下段				55mm	25kg

一時利用について

一時利用料金 (料金には消費税相当額が含まれています)

1回につき (24時間以内)	100円
回数券 (33回利用分) ※管理人室で販売	3,000円

●入庫から90分間は無料です。

●入庫から出庫までが1回となるため、同日でも再度入庫される場合はその都度料金が発生します。

●上記料金は入庫から24時間以内の料金であり、24時間を超えた場合はその都度追加料金が発生します。

●回数券購入後の払戻しはできません。

[※利用料金の免除制度があります。詳しくは6ページで確認してください。](#)

一時利用の利用方法

①駐車券発券機の発券ボタンを押して、発券された駐車券をお取りいただくか、読み取り部に交通系ICカードをタッチするとゲートが開きますので、空いている駐輪ラックに自転車を停めてください。



②出庫の際は、出口精算機に発券した駐車券を挿入、又は読み取り部に入庫時に使用した交通系ICカードをタッチして料金を支払ってください。

- ・事前精算機による支払も可能です。出庫の際には出口精算機に駐車券を挿入するか、交通系ICカードをタッチするとゲートが開きます。
- ・回数券を利用する際は、料金の支払い時に精算機へ挿入してください。



③ゲートが開いたら、出庫してください。

7. 放置自転車等の取扱いについて

放置自転車等（駐輪場の不適切な利用、公道上への放置など）については保管場所へ移送します。

※船橋市では自転車等の放置を防止するため、**自転車等放置禁止区域**を指定し、**重点的に移送等の放置自転車対策を実施しております。**

保管場所一覧

保管場所名	対象駅
中野木（北側）	船橋駅・東船橋駅・南船橋駅・大神宮下駅・東海神駅・海神駅・船橋競馬場駅
中野木（南側）	西船橋駅・京成西船駅・下総中山駅・東中山駅・原木中山駅・津田沼駅・前原駅・薬園台駅・三山車庫
二和西	習志野駅・滝不動駅・小室駅・船橋日大前駅・北習志野駅・高根木戸駅・高根公団駅・二和向台駅・三咲駅・飯山満駅
前貝塚	船橋法典駅・馬込沢駅・塚田駅・新船橋駅

返還について

①引渡し日時

移送日と毎週木・金・土曜日の13時～18時30分

※12月29日～1月3日の期間を除く。

②お持ちいただく物

自転車等の鍵・身分証明書

移送保管料（消費税相当額を含む）

自転車2,750円 原付3,300円

保管場所の詳細についてはこちら



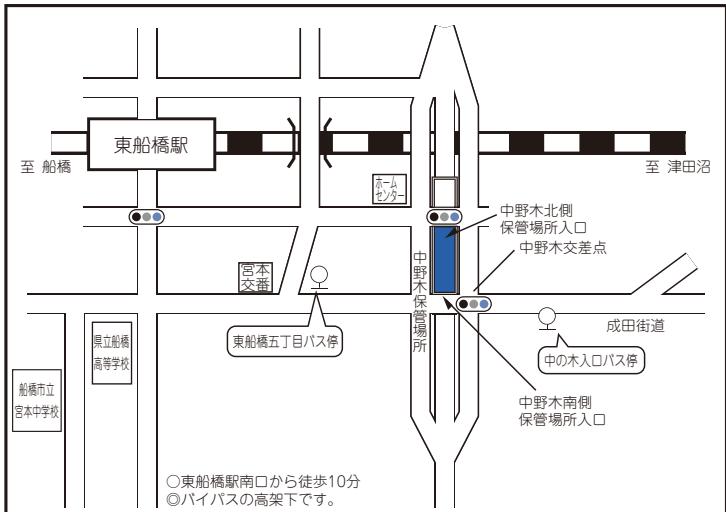
保管期間

移送日から2カ月間

※2カ月を経過したものは処分します。

自転車等保管場所一覧

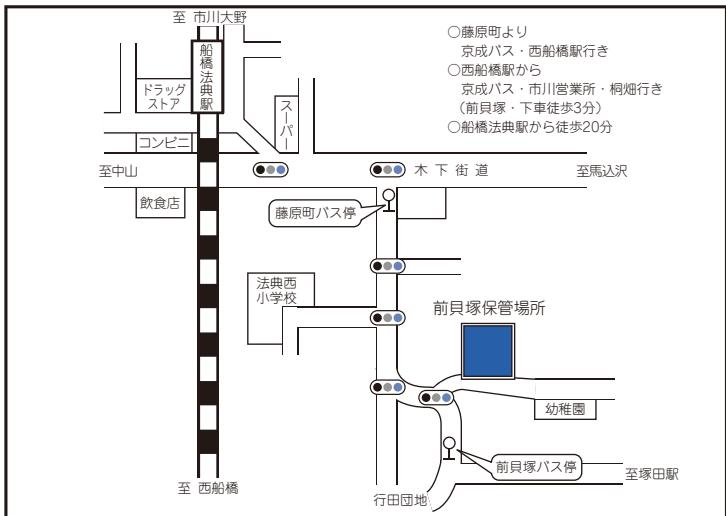
○ 中野木保管場所（東船橋4-19東側付近）



○ 二和西保管場所（二和西3-17付近）



○ 前貝塚保管場所（前貝塚町645西側付近）



※保管場所には電話を設置しておりません。保管自転車等の確認をする際は、直接保管場所に行って確認をしていただかずか、防犯登録番号か車体番号、原付のナンバーにより船橋市ホームページ及び都市整備課にて確認することができます。

自転車等の盗難が多発しています

自転車等を停める際は、十分な防犯対策を心掛けてください。自転車等を盗難された場合は速やかに警察へ自転車等の防犯登録番号や、標識のナンバー等を伝えて、盗難届を出してください。

盗難自転車等が保管場所に移送された場合、盗難届出日が移送日より前であれば、移送保管料が免除（盗難届出日と移送日が同日の場合は対象外）となります。

※自転車防犯登録は、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」第12条第3項「自転車等の利用者の責務」により利用者の義務とされており、自転車の所有者を明確にするものです。自転車販売店等で購入の際には店舗で防犯登録できますが、住所変更・譲渡などの際は、防犯登録の変更など手続きが必要です。

※自転車の防犯対策については、[千葉県警察のホームページ](#)をご覧ください。

※防犯登録のしくみについては、[千葉県自転車軽自動車商協同組合のホームページ](#)をご覧ください。

※他県の防犯登録の場合は、該当する都道府県警察にお問い合わせください。

273-8501
船橋市湊町 2-10-25
船橋市役所 都市整備課
自転車対策係 行

利用申請書（切り取って利用してください）

◆消せるボールペンや鉛筆等で記入しないでください。
船橋市自転車等駐車場利用申請書
(1次・2次募集用)

船橋市長 あて

利 用 者	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外	〒	—	電話 ()
住 所	(アパート名・部屋番号など)			
フリガナ	(氏)	(名)	生年月日	
氏 名			昭和・平成・令和 年 月 日	

◎駐車場希望欄

希望駐車場	駅コード	駐車場コード
第1希望		
第2希望		
第3希望		
第4希望		

◎キャンセル待ち駐車場希望欄

希望駐車場	駅コード	駐車場コード
利用対象		
<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 高校生以下		
利用期間(最長3月末日まで)		
4 月から <input type="checkbox"/> 月末日まで		

該当するものに□

◆必ず防犯登録番号・標識番号を記入してください。

必ず記してください	<input type="checkbox"/> 電動自転車等の重い自転車は上段ラックに駐輪できないことを確認しました。	
<input type="checkbox"/> 自転車	防犯登録番号	—
<input type="checkbox"/> 原付 (50cc以下、白ナンバーに限る)	標識番号 (ナンバー)	市町村名 かな等 番号
<input type="checkbox"/> 自動二輪 (50cc超 125cc以下)	標識番号 (ナンバー)	市町村名 かな等 番号
市役所使用欄 記入しないでください。 料金 その他		

◆消せるボールペンや鉛筆等で記入しないでください。
船橋市自転車等駐車場利用申請書
(キャンセル待ち及び随時募集用)

船橋市長 あて

利 用 者	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外	〒	—	電話 ()
住 所	(アパート名・部屋番号など)			
フリガナ	(氏)	(名)	生年月日	
氏 名			昭和・平成・令和 年 月 日	

◎駐車場希望欄

希望駐車場	駅コード	駐車場コード
利用対象		
<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 高校生以下		
利用期間(最長3月末日まで)		
<input type="checkbox"/> 月末日まで		

該当するものに□

◆必ず防犯登録番号・標識番号を記入してください。

必ず記してください	<input type="checkbox"/> 電動自転車等の重い自転車は上段ラックに駐輪できないことを確認しました。	
<input type="checkbox"/> 自転車	防犯登録番号	—
<input type="checkbox"/> 原付 (50cc以下、白ナンバーに限る)	標識番号 (ナンバー)	市町村名 かな等 番号
<input type="checkbox"/> 自動二輪 (50cc超 125cc以下)	標識番号 (ナンバー)	市町村名 かな等 番号
市役所使用欄 記入しないでください。 料金 その他		

上記申請書を切り取り、郵便ハガキに貼って郵送、又は台紙に貼り都市整備課へ持参してください。

ちばサイクルール

このルールは、自転車の安全利用ルールを10項目にまとめたものです。「ちばサイクルール」を守り、安全な運転を心がけましょう。

自転車に乗る前のルール

- ①自転車保険に入ろう
- ②点検整備をしよう
- ③反射器材(リフレクター)を付けよう
- ④ヘルメットをかぶろう
- ⑤飲酒運転はやめよう

自転車に乗る時のルール

- ①車道の左側を走ろう
- ②歩いている人を優先しよう
- ③ながら運転はやめよう
- ④交差点では安全確認しよう
- ⑤夕方からライトをつけよう